

尾張旭市監査公表第9号

平成29年2月2日付け尾張旭市監査公表第1号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成29年3月2日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

消防本部消防総務課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
第61回愛知県消防操法大会おもてなしエリア等設営委託の契約書に添付されている尾張旭市設計業務等委託契約約款第3条で、請負者は工程表を作成して市に提出しなければならないとされているが、当該業務に係る工程表の收受が行われていない。	指摘事項については、以後の事務において約款を遵守し、請負者へ工程表の提出を求め、その確認を行い、完了検査においても再度、確認を徹底します。